



ステップアップ 畜産!

西部農業事務所 家畜保健衛生課 (西部家畜保健衛生所)



～記事～

- ★外国語を母国語とする方への飼養衛生管理基準の徹底について
- ★来年度の牛定期検査について
- ★死亡牛 BSE 検査対象月齢の再確認について
- ★県外導入牛・退牧牛の牛ヨーネ病検査について
- ★ローリー乳による牛ウイルス性下痢症の検査について
- ★定期報告書の提出について
- ★農場における産業動物の適切な殺処分について
- ★監視カメラ、石灰散布等における畜産物盗難防止対策について
- ★家畜共済における肉用牛の評価基準設定の特例について
- ★令和3年度浅間家畜育成牧場の入退牧について
- ★堆肥搬出の際はご注意ください
- ★食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン改正について



★外国語を母国語とする方への飼養衛生管理基準の徹底について

各農場においては、作業従事者が防疫作業の手順を確実に実践するよう、飼養衛生管理者の監督の下、看板、ポスター等の設置により、飼養衛生管理基準の徹底に努めていただいているところですが、その実施に当たっては、外国語を母国語とする作業従事者への情報伝達に配慮する必要があります。

動物検疫所の携帯品検査で輸入が認められなかった外国産の肉製品において、鳥インフルエンザやアフリカ豚熱等の病原体の存在が多々確認されており、外国から病原体が持ち込まれるリスクは依然として高い状況です。

外国語を母国語とする人への周知については農林水産省ウェブサイトにも多言語のリーフレット等を掲げていますので、活用してください。

(QRコード・URL参照)

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html

飼養衛生管理基準 Standards of Rearing Hygiene Management
家畜保健衛生基準

伝染病の発生予防の徹底をお願いします!
Please observe these standards strictly to prevent the outbreak of infectious disease!
請厳格に飼養衛生管理基準を遵守してください!

伝染病の発生を予防するために、以下の事項を厳格に遵守してください。

- 農場内に必要のない者を立ち入らせることのないよう、関係者以外の立ち入りを制限しましょう(門を閉める、立ち禁止の看板を設置する)。
Limit farm entry to authorized personnel only. To prevent entry by those with no business here. (Keep the gate closed, install a "No entry" sign.)
- 農場の出入口付近に消毒設備を設置し、出入りする車両の消毒を徹底しましょう。
Install disinfection equipment at the entrance to the farm, and ensure that all vehicles entering and leaving are disinfected.
- 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に出入りの際に手指及び靴の消毒を徹底しましょう。
Install disinfection equipment at the entrance to the operation control zone and livestock shed or pen. Ensure that all persons entering and leaving disinfected their fingers and footwear.
- 衛生管理区域専用の衣服及び靴を脱ぎ、衛生管理区域に入りまする者は、衣服及び靴を確実に消毒しましょう。
Provide apron and footwear especially for the sanitation control zone, and ensure that all people entering the zone get them on.
- その日うちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者及び過去1週間以内に海外から入国した者は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。
Do not permit entry to the sanitation control zone by any person who has visited a farm or other livestock-related facility on the same day, or who has returned from another country within the past week.
- 農場を出入りした者及び車両等に関する情報を台帳等に記録し、少なくとも1年間は保管しましょう。
Record information for all persons, vehicles, etc. entering and leaving the farm in a ledger or other such book, and save this record for at least one year.



★来年度の牛定期検査について

豚熱（CSF）ワクチン接種を継続的に実施していく仕組み作りのため、令和2年度の牛ヨーネ病定期検査は、延期となっていました。令和3年度は、以下の地域で実施致します。検査時期は改めて通知させていただきます。よろしくお願いいたします。

該当地域：高崎市（旧群馬町）、藤岡市、甘楽町

令和3年度以降の予定

令和4年度：高崎市(旧高崎市)、安中市

令和5年度：高崎市(旧榛名町)、下仁田町

令和6年度：高崎市(旧箕郷町、旧吉井町)、富岡市

★死亡牛 BSE 検査対象月齢の再確認について

平成31年4月1日に死亡牛の対象月齢が変更となり、2年経過がしましたが、BSE 検査対象牛が未受検のまま化製処理場へ持ち込まれる事例が発生しています。特に、死亡頭数が多く見込まれる 48 か月齢～96 か月齢の受検基準について、改めてご確認のほどよろしくお願いいたします。

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
①通常の死亡牛			①検査対象
②起立不能牛		②検査対象	
③特定症状牛	③検査対象		

① 96 か月齢以上の死亡牛

② **生前に歩行困難、起立不能等**であった48 か月齢以上の死亡牛

診断名：乳熱、ダウンナー症候群、低カルシウム血症、
マグネシウム欠乏症、脊髄症、神経麻痺など



※監視伝染病(牛伝染性リンパ腫等)と診断された48 か月齢以上の牛についても起立不能や神経症状が認められた場合はBSE 検査の対象となります。

③ BSE を疑う症状のあった死亡牛（全月齢）

診断名：ヒストフィルスソムニ感染症、リステリア症、
大脳皮質壊死症、脳炎、脳脊髄炎、神経症など

死亡前の状態と検案書記載の診断名が BSE 検査対象かどうかの決め手となりますので、牛が死亡した際は、家畜保健衛生所までご連絡ください。

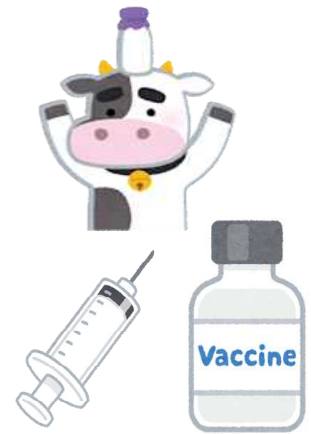
★県外導入牛・退牧牛の牛ヨーネ病検査について

ヨーネ病の発生及びまん延防止のため、搾乳又は繁殖に供する目的で ①県外の農場から牛を導入した場合、②市場で県外からの上場牛を購入した場合、③県外の牧場に預託に出した牛が退牧した場合はヨーネ病の検査を受ける必要があります。なお、検査項目と検査料金は次のとおりです。肥育牛は対象外です。

- 導入牛の異動履歴の全ての農場がカテゴリー I 農場であることを確認した場合
→スクリーニング抗体検査(700 円)のみ ※6 か月齢未満は遺伝子検査(1290 円)
- 導入牛の異動履歴の全ての農場がカテゴリー I 農場であることが確認できない場合
→スクリーニング抗体検査と遺伝子検査 ※6 か月齢未満は遺伝子検査

★ローリー乳による牛ウイルス性下痢症の検査について

今年度実施したローリー乳による牛ウイルス性下痢症の検査の結果、西部管内での持続感染牛(PI 牛)の摘発はありませんでした。しかしながら、妊娠初期～中期の牛が牛ウイルス性下痢症に感染することで、胎子が PI 牛として生まれる可能性があります。農場内の牛にはワクチン接種を実施すること(ただし、妊娠牛に生ワクチンの使用は禁忌です!)、導入牛は導入時に PI 牛の検査を行うとともに、導入牛の産子についても PI 牛検査を実施することで、PI 牛の発生予防・早期発見が行えます。



ワクチンや検査等、ご不明な点は 家畜保健所までお問い合わせください。

★定期報告書の提出について

令和3年の定期報告書について、一部農場からの提出が確認できていません。未提出の農場については期限内の報告をお願いします。

【提出期限】

令和3年3月19日まで

★農場における産業動物の適切な殺処分について

先般、国内における一部の農場で動物愛護管理法に反する不適切な殺処分を行っているとの情報が環境省で確認されています。

動物愛護管理法では不必要に強度の苦痛を与える残酷な扱いを禁止しています。殺処分を行う際は法的又は道義的判断のもと、故意に以下のような方法を行うことは避けてください。

- 時間をかけて窒息死させる
- 餌や水を十分に与えず衰弱餓死させる
- 適切な治療を行わず放置する

適正な殺処分方法については「アニマルウェルフェアの考え方に
対応した家畜の農場内における殺処分に関する指針(PDF : 524KB)」
を参考にしてください。

https://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/attach/pdf/animal_welfare-44.pdf



★監視カメラ、石灰散布等における畜産物盗難防止対策について

昨年問題となった家畜の大規模盗難を始め、畑作物等の盗難が群馬県内でも未だに多く摘発されています。特に畜産経営においては家畜伝染病予防の観点からもリスクを伴うため、不用意に農場へ侵入されることを防ぎましょう。

監視カメラの設置では飼養する家畜がよく見える位置に設置することで、異常確認等に役立っている事例もあります。また、石灰をこまめに撒くことで、侵入された際には痕跡を残す事もできます。

農場の日常管理と盗難対策をそれぞれ上手く組み合わせて対処しましょう。



★家畜共済における肉用牛の評価基準設定の特例について

令和2年の牛枝肉や肉用牛の取引価格は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により一時的に低下しました。

このため、農林水産省では、家畜共済における令和3年度の肉用牛の評価基準を定めるに当たっての特例措置として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の直近の取引価格（平成31年2月から令和2年1月における平均取引価格）を基に設定することとなりました。

★令和3年度浅間家畜育成牧場の入退牧について

令和年度の浅間家畜育成牧場の入退牧は、下記の予定で実施します。

<月例入退牧予定日>

- ・ 4月21日(水) 春入牧
- ・ 6月23日(水) 夏入牧
- ・ 8月18日(水) 夏入牧
- ・ 10月20日(水) 秋入牧

(退牧日は、上記同日及び7/21、9/22となります。)



★堆肥搬出の際はご注意ください

厳しい冬を越えて今年も春の兆しを感じられる季節となってきました。それと同時に、畑の準備のため堆肥を譲受もしくは購入しに来る耕種農家の方も増えることと思います。受け渡しをした堆肥の管理は受け渡し先に委ねられますが、その際は早めの耕運についてお話し頂き、堆肥を起因とするトラブルに発展しないよう、注意喚起のご協力をお願いいたします。

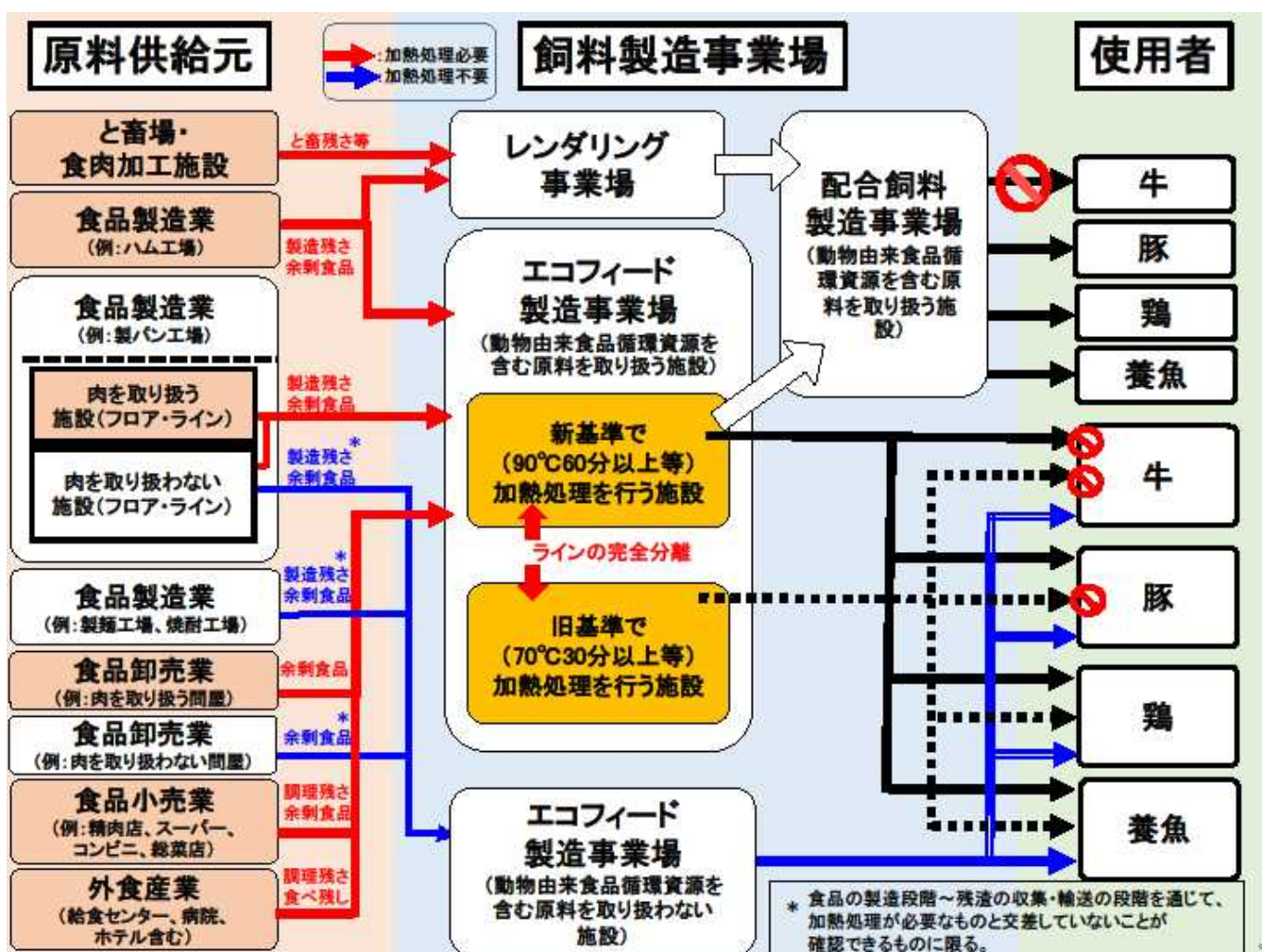
★食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン改正について

令和3年4月1日より、食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドラインが改正されます。食品循環資源については、家畜伝染病の発生源になり得ることからも、家畜飼養者の皆様におかれましても飼料購入先の状況を把握しておくことが重要です。また、動物由来の原料を含まない製造工程のものであっても、収集から輸送の段階で加熱処理が必要なものと交差していないことを確認してください。

※食品製造工場等から出る食品残さを、食品循環資源を飼料として購入又は譲受する場合は、その生産工場が飼料製造業の届け出を行っている必要があります。

家畜飼料としてではなく、産業廃棄物として食品循環資源を受け取っている場合、加熱処理を行っていない可能性があります。そのような場合にあっては譲渡元に製造ラインで扱っている原材料を確認の上、加熱処理が必要な場合においては必ず加熱処理を行ってから利用してください。その他に産業廃棄物の取り扱いは産業廃棄物収集運搬業許可が必要になりますのでご注意ください。

※食品リサイクル法に基づく登録を行った場合はこの限りではありません。



各畜種別由来物の規制対象について

主な対象品目	由来動物	畜与対象家畜				
		注1 牛など	豚	鶏	養魚	
乳、乳製品	ほ乳動物	◎	◎	◎	◎	
卵、卵製品	家禽	◎	◎	◎	◎	
ゼラチン、コラーゲン	ほ乳動物(反すう動物は、牛・めん羊・山羊に限る。)・家禽・魚介類	○注2	○	○	○	
動物由来たん白質	牛・めん羊・山羊(SRM注3を除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚(いのししを含む。以下この表において同じ。)・馬・家禽を含む。)	×	×	×	○	
	豚					
	馬					
	家禽	×	○	○	○	
	豚・馬・家禽混合					
血粉、血しょうたん白	しか	×	×	×	×	
	牛・めん羊・山羊(SRMを除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚・馬・家禽を含む。)	×	×	×	○	
	豚					
	馬					
	家禽	×	○	○	○	
肉骨粉、加水分解たん白、蒸製骨粉(チキンミール、フェザーミール、肉粉を含む)	豚・馬・家禽混合					
	しか	×	×	×	×	
	牛・めん羊・山羊(SRMを除く。牛・めん羊・山羊と分別されない豚・馬・家禽を含む。)	×	×	×	○	
	豚					
	馬	×	○	○	○	
魚粉などの魚介類由来たん白質	魚介類	×	○	○	○	
	動物由来たん白質を含む食品残さ(畜水産加工品の製造工程で発生した残さなど)	×	○	○	○	
注4 動物性油脂	特定動物性油脂注5	◎	◎	◎	◎	
	動物性油脂(不溶性不純物0.15%以下)	ほ乳動物(牛など(SRMを除く。))を含むもの・家禽	×	○	○	○
		ほ乳動物(牛などを含まないもの)・家禽	△注6	○	○	○
	魚油(魚介類以外のたん白質と完全分離された工程で製造されたもの)	魚介類	◎	◎	◎	◎
	上の各欄に記載された以外の動物性油脂	ほ乳動物・家禽	×	×	×	×
注7 その他	骨灰、骨炭(一定の条件で加工処理されたもの)					
	第2リン酸カルシウム(鉱物由来、脂肪・たん白質を含まないもの)	◎	◎	◎	◎	

- 注1 「牛など」には牛、めん羊、山羊及びしかが含まれる
(飼料安全法の対象家畜として、めん羊、山羊及びしかを追加(政令、H15.7.1))
- 注2 「◎」は使用可能。
「○」「△」は、基準に適合することについて農林水産大臣の確認を受けた工場の製品のみ使用可能
- 注3 「SRM」とは、牛の特定危険部位(30月齢超の牛の脳等)及びめん羊・山羊の特定危険部位(12月齢超の脳等)のこと
- 注4 「動物性油脂」には、植物性油脂を含む場合も含まれる
- 注5 「特定動物性油脂」とは、食用脂肪のみを原料とする動物性油脂(不溶性不純物0.02%以下)のこと
- 注6 「△」は、ほ乳期子牛育成用代用乳配合飼料への使用はできない
- 注7 「その他」に記載されたものは、動物由来たん白質及び動物性油脂の規制の対象外

畜産業を既に廃業された方に本日よりが届きましたら誠にお手数ですが、当所までご一報ください。

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小島町233
TEL 027-362-2261(24時間対応) FAX 027-362-2260